

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 18 日現在

機関番号：34416

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2016

課題番号：26780003

研究課題名(和文) 帝政後期ローマ世界における法廷実務

研究課題名(英文) Legal Practice in the Later Roman Empire

研究代表者

粟辻 悠 (Awatsuji, Yu)

関西大学・法学部・准教授

研究者番号：50710597

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円

研究成果の概要(和文)：この研究は、ローマ帝政後期における法廷実務と古代レトリックとの関係を解明するという目的を有する。その目的を達成するため、古代レトリックの教科書的な著作から読み取れるレトリック理論と、パピルス史料を中心とする法廷実務の記録とを分析の対象とした。その結果、古代レトリックにおいて議論の枠組みを構成するために用いられた争点論という理論が、例えば模擬弁論のような実践的な弁論の練習に大きな影響を与えており、さらに実務における法廷弁論にもその痕跡が読み取れうることが判明した。

研究成果の概要(英文)：This research project aims at revealing the relationship between the legal practice in the later Roman Empire and the ancient rhetoric. The sources chosen for the purpose are the theoretical textbooks of ancient rhetoric and the ancient archives of legal practice (mainly papyri). This research reveals that an important theory of ancient rhetoric, status theory, has a great influence on the practical training of speech, declamatio, and real speeches at the Roman courts seem to be also influenced by the theory.

研究分野：ローマ法

キーワード：古代レトリック 法廷実務

1. 研究開始当初の背景

ローマ法という学問領域において、法廷実務のあり方に関する研究は、法学そのものを対象とする研究に比較して、国内外を問わず軽んじられてきた。その原因としては、以下の二つが重要なものとして挙げられる。

第一に、法廷の実務を知ることのできる史料への注目の不足である。ローマ法の領域において最も注目され、検討の対象となってきたのは、市民法大全を始めとする当時の法学文献であった。しかし、そこからは非常に間接的な方法によってしか法廷実務のあり方を読み取ることはできないために、その研究も進展が望みにくかった。

第二に、古代ローマ世界の法廷実務それ自体が、法学とは関係の浅いものであると考えられていたという点が挙げられる。当時の法廷実務家が主たる資質として有していたのは、古代ギリシャから伝来した弁論術としてのレトリックの能力であった。それゆえに、ローマ法に精通した法学者とは異なって、法学の知識を十分に持たない法廷実務家は、聴く者の感情に訴える扇動的な法廷弁論を行っていたに過ぎないとされがちであった。

2. 研究の目的

上記のような状況にあって本研究は、帝政後期ローマ世界における法廷実務について、先行研究では十分に活用されてこなかったパピルス史料及びレトリック文献を主たる検討対象として、その特徴の解明を目指すものであった。その具体的な目的としては、以下の三つが挙げられる。

第一の目的は、帝政後期におけるレトリック教科書等の文献を、パピルス史料に現れる実際の弁論の内容との照合をも見据えつつ分析することである。その際には、古代レトリックにおいてとりわけ重要視されていた分析的な理論（事実認定や法解釈等の諸論点を、性質ごとに分類して議論するための「争点論」等）の解明を軸とした理論的な分析を主とする。

第二に、当時の法廷での弁護人や裁判担当者等の発言を記録した多くのパピルス史料の内容を検討することで、従前は支配的であった法文史料の検討からは窺い知ることのできない、法廷での紛争解決の実際の進行過程を解明するという目的が挙げられる。

最後に、当時の法廷実務家が学んでいた上記のようなレトリックの理論を、現実の弁論等と照合することで、帝政後期の法廷実務においてレトリック理論の果たした役割を解明する。

3. 研究の方法

初年度においては、最も重要な基礎として、

パピルス史料及びレトリック文献の収集を行った。当初の予定よりも、レトリック文献の収集状況が良好となっていたため、レトリックの理論に関する検討を中心として進めた。

第二年度以降は、パピルス史料の検討も本格的に開始し、パピルス史料に現れた実際の法廷弁論と、レトリック理論が想定していた弁論の枠組みとの対照作業に入った。また、比較的研究の進行していたレトリック理論については、学会において積極的に研究報告を行い、意見交換等を経て内容の改善に努めた。

最終年度においては、予定通りにそれらの活動を継続しつつ、研究成果全体の最終的な公表に向けて、具体的な作業を行った。内容的にはとりわけ、実際の弁論等のあり方とレトリックにおいて想定されていた理論との一致点や不一致点を可能な限り明確なものとし、その原因をも解明することを目指した。

4. 研究成果

第一に、レトリック文献の検討を進めた結果、当初検討の対象として予定していたレトリックの教科書的な著作のみならず、模擬弁論 *declamatio* まで視野に入れて分析を行うことが有益であるとの結論に達した。当時のローマ人にとって、模擬弁論が教科書的な理論と法廷実務とをつなぐ橋渡しの訓練の場として位置づけられうるものだったことが明確になってきたからである。そのことを前提として、本研究課題を学説史上に再定位し、新たに模擬弁論研究の成果も取り入れたことにより、レトリック理論の中でもとりわけ争点 *status* 論が法廷弁論における議論の骨格を担うものとして、模擬弁論をはじめとする法廷弁論の実践的な訓練の中で重要な位置を占めることが明らかになった。模擬弁論それ自体には、レトリック理論の用語がさほど登場してくるわけではないが、模擬弁論の理論的な解説を行っている文献史料も参考にすることにより、弁論の訓練において理論が占める重要性をある程度の確度をもって推認することができるのである。以上の点については、既に公刊した論文に成果がまとめられている。

第二に、パピルス史料を中心として、当時における法廷実務の実際の進行過程を解明するという課題については、パピルス史料の断片性という課題に直面し、そのみでは法廷における訴訟手続を一体的に把握することは困難であるとの結論に至った。そのため、パピルス史料以外の文献史料の検討をも並行的に行いつつ、帝政後期における法廷実務のあり方を部分的にではあっても具体的に解明しようと努めた。その結果、帝政後期の全体を通じて法廷における紛争解決を支えたのは、法の知識というよりもむしろ議論の

文化であるということが浮き彫りになっていった。当時の表現としては「雄弁」といったものになると考えられるが、言葉を尽くして裁判担当者を説得し、自らに有利な結論を引き出そうとする姿勢こそが、パピルス史料の断片性にもかかわらず共通して観察され続ける、ということが重要である。これは、比較法的な見地からすれば当然のこととは程遠いものであって、相手方の説得を旨とする古代レトリックという学芸と法廷実務との親和性が帝政後期のローマ世界においても極めて明確に現れつつしていることを示すものである。

第三に、以上の成果を踏まえたうえでの法廷実務とレトリック理論との接続が課題となるが、予定されていた研究方法の通りに、パピルス史料を中心とする実務的な記録を分析するという課題を実行していく中で、レトリック理論の痕跡を実務の中に見出すことができたと考えられる。パピルス史料は、そもそもの性質として非常に断片的なものであり、実際になされた弁論の一部と考えられるものから、弁護人の覚書と思われるもの、弁論に限定されない裁判手続を裁判所において記録したと思しきものまで、多彩ではあるが時に脈絡のないものも含まれ、理論的な分析に必ずしも最適とは言えないところがある。しかしとりわけ、当事者と弁護人、加えて裁判担当者が法廷において丁々発止の議論を行っている様子を記録したと思われる史料を分析していく中で、様々な争点に切り分けて議論を論理的に組み立てるといった争点論の枠組みに適合的な実務が行われていることが注目された。もちろん、模擬弁論の場合における以上に、法廷の記録にはレトリック理論の用語は登場してこないため、理論の直接的な影響を証明することは困難を極めるが、少なくとも理論と実務の親和性については、十分に示すことができると考えられる。

最後に、本研究課題の成果の国内外における位置づけと今後の展望について、以下でそれぞれ述べる。

まず本研究は、パピルス学との関連では、帝政後期の（「法学」についてではなく）法廷実務に関する具体的な検討という、研究史上の空白を補充することに貢献するものである。そのことは、国内における研究状況はもとより、国外においても十分に当てはまるものと考えられる。またレトリックに関する研究としては、帝政後期における法廷弁論の理論の解明という、どの分野においても未だ十分に開拓されていない領域において大きな進展をもたらすものである。特に、図らずも取り扱うこととなった模擬弁論に関わる研究は、従前の研究史においては、古典学や歴史学、それに法学といった諸学問が互いに十分に連携することなく検討がなされていた分野に属しており、それらを架橋する形で検討を進めることができた点は、国内のみな

らず国外においても、現時点においては新規性の認められることであろうと考えられる。また、さらに重要であるのは、本研究がこれら二つの検討を接合し、古代ローマ世界の法廷実務の特徴を、それを支えた理論との関係も含めて解明しようと試みたという点である。この点については、前述の通り決定的な証明には至っていないが、ローマ帝政後期の法廷において、紛争解決のための議論という文化が依然として活発に再生産されていたことの具体的な証拠の一つとして、国内外を問わず希少な業績になると考えられる。

今後の展望としては、本研究課題それ自体の積み残しについて検討していくのはもちろんであるが、それに加えて、帝政後期中世に接続する時代の研究者として、ローマ世界の法廷における議論の文化がどのようにして失われていくのか、あるいは維持されていくのかという問題に視野を広げて、検討を加えていきたい。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計 3 件)

- (1) 栗辻悠「古代レトリック再考(二・完) ローマ世界における法廷実践の観点から」『関西大学法学論集』第 67 巻 1 号、印刷中、2017 年、査読なし
- (2) 栗辻悠「古代レトリック再考(一) ローマ世界における法廷実践の観点から」『関西大学法学論集』第 66 巻 4 号、101-142 頁、2016 年、査読なし
- (3) 栗辻悠「ローマ帝政後期の弁護人における「年功」の意義」『法制史研究』第 64 号、59-95 頁、2015 年、査読あり

〔学会発表〕(計 4 件)

- (1) 栗辻悠「法廷における雄弁の継承と断絶 カッシオドルスによる描写を題材に」、比較国制史研究会、KKR HOTEL OSAKA (大阪府)、2017 年 1 月 7 日
- (2) 栗辻悠「ローマ的弁護の終焉をめぐって カッシオドルスによる描写を題材として」古代史研究会大会、京都大学 (京都府)、2016 年 12 月 18 日

(3) 粟辻悠「弁護という伝統の断絶 「ローマ的」裁判の終焉における一側面」法制史学会近畿部会例会、京都大学（京都府）
2016年10月1日

(4) 粟辻悠「古代レトリック再考 帝政後期における法廷実務の観点から」ローマ法研究会、京都大学（京都府） 2016年3月19日

6. 研究組織

(1) 研究代表者

粟辻 悠 (AWATSUJI, Yu)

関西大学・法学部・准教授

研究者番号：50710597